

第 1 章

特例民法法人制度の概要

第 1 節 特例民法法人について

1. 特例民法法人について

特例民法法人とは、一般に、従前の民法（以下「旧民法」という。）第 34 条の規定に基づいて設立された社団法人及び財団法人であって、新制度の法人へ移行していないものをいう。

従来の公益法人の設立根拠であった旧民法第 34 条は、平成 20 年 12 月 1 日に新公益法人制度が施行されたことに伴い削除されたが、同条に基づき設立された社団法人及び財団法人は、経過措置として、新制度の施行日から 5 年間の移行期間は、特例民法法人として引き続き存続することとされ、その間に、行政庁の認定又は認可を受けて、新制度の公益法人又は一般法人に移行することとされている。なお、移行期間の満了までに行政庁に対し認定又は認可の申請を行わなかった特例民法法人は、移行期間の満了の日に解散したものとみなされる。

特例民法法人は、次のような要件を満たすものとして設立された法人である。

- ① 公益に関する事業を行うこと。
- ② 営利を目的としないこと。
- ③ 主務官庁の許可を得ること。

①の「公益に関する事業を行うこと」とは、積極的に不特定多数の者の利益を実現することを目的とする事業を行うことと考えられていた。したがって、公益法人の設立許可及び指導監督基準〔平成 8 年 9 月 20 日閣議決定〕（以下「指導監督基準」という。）では、次のような事項を目的とするものは、特例民法法人として適当でないものとされていた。

- ㊦ 同窓会、同好会等構成員相互の親睦、連絡、意見交換等を主たる目的とするもの
- ㊧ 特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主たる目的とするもの
- ㊨ 後援会等特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの

②の「営利を目的としないこと」とは、法人の会員等の構成員に利益を分配することを目的としないという意味である。

③の「主務官庁の許可を得ること」とは、設立するに当たって、設立しようとする法人の目的に関連する事務を所掌している官庁（以下「主務官庁」という。）の許可を得ることが必要であった。

2. 特例社団法人と特例財団法人

特例民法法人には、特例社団法人と特例財団法人の 2 つのタイプがある。

特例社団法人は、一定の目的の下に結合した人の集合体であって、団体として組織、意思等を持ち、社員とは別個の社会的存在として団体の名において行動するものに対して、旧民法の規定により法人

格が与えられたものである。特例財団法人は、一定の目的の下に拠出され結合されている財産の集まりであって、公益を目的として管理運営されるものに対して、旧民法の規定により法人格が与えられたものである。

特例社団法人においては、社員が存在し、社員の総会によって法人の意思が決定され、社員が出えんする会費等をもって運営される。一方、特例財団法人においては、社員は存在せず、寄附行為によって定められた設立者の意思に基づき、基本財産の運用益等をもって運営される。

第2節 特例民法法人の指導監督等に関する制度

1. 主務官庁制

旧民法においては、公益法人の設立許可及び指導監督に関する権限は、主務官庁に属することとされていた。主務官庁とは、内閣の行政事務を分担管理する大臣を長とする内閣府及び11省を指し、当該法人の目的・事業に関連する事務を所掌している主務官庁が、当該法人の指導監督等を行った。また、その目的・事業が、複数の主務官庁の所掌に関連する法人については、これらの主務官庁が共管官庁として指導監督等を行った。

特例民法法人においても、このような主務官庁制度は、引き続き維持されている。

2. 都道府県知事等による事務の処理等

上記の主務官庁の権限は、法人の行う事業が1つの都道府県の区域内に限られる場合や、1つの地方支分部局の管轄区域内に限られる場合などに、都道府県の知事若しくは教育委員会が事務を処理し、又は地方支分部局の長へ委任することとされている。各主務官庁の権限に属する事務の処理等の状況については、表1-2-1のとおりである。

また、主務官庁は、都道府県知事等が主務官庁の事務を処理するに当たりよるべき基準を定めることができることとされており、都道府県の知事その他の執行機関が公益法人及び公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務を処理するに当たりよるべき基準を定める件〔平成12年総理府、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、労働省、建設省、自治省告示第1号〕において、指導監督基準等によるべきこととされている。

表1-2-1 都道府県知事等による事務の処理等

(1) 都道府県知事等による事務の処理

主務官庁	都道府県知事等が処理している事務
内閣府	△ 金融庁の所掌事務のうち、他の法令の規定により都道府県知事が行うこととされているもの
総務省	△ 情報通信国際戦略局、情報流通行政局又は総合通信基盤局の所掌以外の事務に関するもの
法務省	×
外務省	△ 特定の国若しくは本邦外の地域若しくは都市又は特定の国際機関を対象とする事務以外のもの
財務省	△ 財務省の所掌事務のうち、他の法令の規定により都道府県知事が行うこととされているもの
文部科学省	△ 以下に掲げる事項を事業の目的とする事務以外のもの <ul style="list-style-type: none"> ・大学若しくは高等専門学校を設置の準備若しくは維持経営の後援又はこれらの学校の職員及び学生に対する研修の機会の提供 ・社会教育法第51条の規定により文部科学大臣が認定する通信教育 ・宗教法人法第5条第2項の規定により文部科学大臣を所轄庁とする宗教法人の連絡提携（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条に規定する事務に関するものは教育委員会）
厚生労働省	△ 以下に掲げる事項を事業の目的とする事務以外のもの <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県労働局の所掌事務のうち、（注）2に掲げるものに関するもの（都道府県労働局） ・地方社会保険事務局の所掌事務に関連するもの（地方社会保険事務局）
農林水産省	○
経済産業省	△ 以下に掲げる事項を事業の目的とする事務以外のもの <ul style="list-style-type: none"> ・商工会議所の行う事業の連絡調整 ・電気事業法第57条の2第1項の規定により一般用電気工作物において使用する電気を供給する者の委託を受けて行う一般用電気工作物の調査 ・電気事業法第38条第4項に定める自家用電気工作物について、その設置者の委託を受けて行う保安に関する業務に係る技術の向上
国土交通省	△ 以下に掲げる事項を事業の目的とする事務以外のもの <ul style="list-style-type: none"> ・海難審判所の所掌事務に関する事項 ・地方運輸局又は地方航空局の所掌事務に関連する事項（国際観光以外の観光の振興に係るものを除く。） ・気象庁、運輸安全委員会又は海上保安庁の所掌事務に関連する事項
環境省	○
防衛省	×

- (注) 1 都道府県知事等による事務の処理については、「○：全部を処理」、「△：一部を処理」、「×：処理せず」である。
- 2 イ 労働基準法、労働者災害補償保険法、職業安定法、最低賃金法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法、労働保険の保険料の徴収等に関する法律、家内労働法、労働安全衛生法、雇用保険法、作業環境測定法、賃金の支払の確保等に関する法律、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（第3章第4節の規定に限る。）、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法又は特別会計に関する法律（労働保険特別会計に係る部分に限る。）の施行に関する事務（雇用保険法施行令第1条第1項に掲げる事務を除く。）に関連する事項
- ロ 労働能率の増進、労働者の福利厚生又は賃金その他の労働条件若しくは労働者生計費に関する統計の作成に関する事務に関連する事項

(2) 地方支分部局の長への委任

府省名	委任機関
内閣府	○ 財務局長、福岡財務支局長
総務省	○ 総合通信局長、沖縄総合通信事務所長
法務省	○ 地方更生保護委員会
財務省	○ 財務局長、福岡財務支局長、税関長、国税局長
厚生労働省	○ 都道府県労働局長、地方社会保険事務局長
農林水産省	×
経済産業省	×
国土交通省	○ 地方整備局長、地方運輸局長、神戸運輸監理部長、地方航空局長、管区海上保安本部長
環境省	○ 地方環境事務所長

(注) 地方支分部局の長への委任については、「○：委任あり」、「×：委任なし」である。「○」を付した官庁は、その行う事業がそれぞれの地方支分部局の管轄区域内に限られるものについて委任している。

3. 特例民法法人の所管官庁

特例民法法人の指導監督等に係る事務を実施している官庁には、1府11省の主務官庁だけでなく、その権限に属する事務を処理することとされている都道府県知事などが存在する。

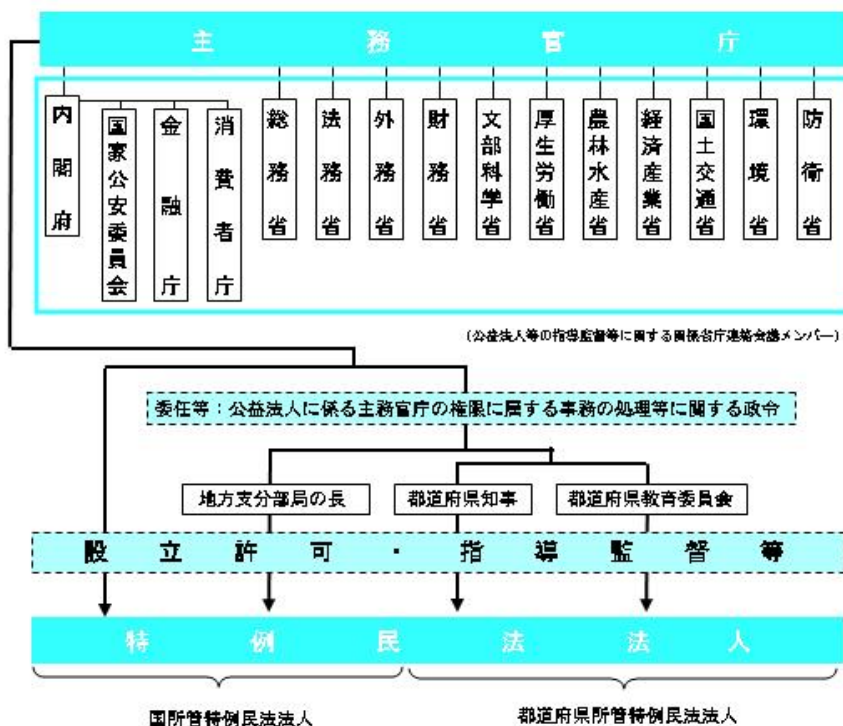
指導監督基準等においてはこれらの官庁を「所管官庁」と称している。所管官庁の数は、表1-2-2のとおりである。

表1-2-2 特例民法法人の所管官庁

所管官庁の数	内閣府及び11省	内閣府外局大臣庁等	地方支分部局長								都道府県知事	都道府県教育委員会
			内閣府	総務省	法務省	財務省	厚生労働省	国土交通省	環境省			
	12	3	183	1	11	8	31	94	31	7	47	47

指導監督の仕組みを図示すると、図1-2-3のとおりである。

図1-2-3 特例民法法人に対する指導監督等の仕組み



4. 統一的な指導監督等を行うための仕組み

(統一的な指導監督等の推進体制)

特例民法法人の指導監督は、前述のとおり、多数の所管官庁において行われていることから、これら所管官庁が行う事務の統一性を確保する必要がある。

このため、各省庁官房長クラスで構成する「公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議」（平成16年10月14日関係省庁申合せにより設置）を随時開催する等により、特例民法法人に対する指導監督の一層の適正化等を各府省庁で統一かつ強力に推進するという体制となっている。さらに、同連絡会議の下には、各省庁課長クラスで構成する「公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会」が置かれ、必要な調整をより機動的・効率的に実施することになっている。

（統一的な指導監督等の基準）

平成8年9月20日に、従来の基準等を整理・強化した新たな基準として、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」について」が閣議決定され、所管法人に対する適正な指導監督等を強力に推進することとされた。また、同年12月19日には、指導監督基準の運用に当たっての具体的かつ統一的な指針として、「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」（公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ。以下「運用指針」という。）の申合せが行われた。

このほか、一部の公益法人の不祥事を契機として、公益法人の運営の在り方やその指導監督の在り方が厳しく問われている状況を踏まえ、平成13年2月9日に「公益法人の指導監督体制の充実等について」が、公益法人のディスクロージャーの充実による業務運営の透明化・適正化等を図るため、同年8月28日には「インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて」が、それぞれ、公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会において申し合わされた。

各所管官庁においては、これらの基準や運用指針等にのっとりた指導監督等が行われている。

第3節 特例民法法人に関する税制

1. 特例民法法人に関する税制

特例民法法人に関する税制は、概ね従来と同様の制度が維持されている。

(1) 国税

(法人税)

特例民法法人は、その他特別の法律により設立された学校法人、社会福祉法人等とともに、法人税法〔昭和40年法律第34号〕上「公益法人等」とされ、法人税法上の「収益事業」から生じた所得についてのみ課税される。その収益事業に係る税率は22%（注）の軽減税率（普通法人の基本税率は30%）が適用されている。

特例民法法人の寄附金の損金算入限度額は、収益事業から生ずる所得の20%とされており、また、収益事業部門から非収益事業部門への支出は、寄附金とみなすものとされている。

（注）平成21年4月1日から平成23年3月31日の間に終了する各事業年度の年800万円以下の所得金額については、18%。

(損益計算書等の提出)

特例民法法人は、収益事業を行っていることにより確定申告書を提出する場合を除き、損益計算書等を原則として事業年度終了の日の翌日から4月以内に、その主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出することとされている。ただし、年間の収入金額が8,000万円以下の法人については適用除外とされている。

(所得税)

特例民法法人が支払を受ける利子等については、一定の手続の下、非課税とされている。

(消費税)

消費税は、事業者が対価を得て行う資産の譲渡等に対して課され、その消費税相当額は最終的に消費者に転嫁されることが予定された間接税である。そのため、特例民法法人についても、一般の民間企業と同様に、その行う課税資産の譲渡等について納税義務を負うこととされている。

消費税の納付税額の計算は、課税の累積を排除するために、原則として、課税売上げに係る税額から課税売上げに要する課税仕入れ等に係る税額を控除する。しかし、特例民法法人の場合、一般の民間企業とは異なり、その収入の中に会費、寄付金、補助金等のような対価性のない収入（特定収入）が多いと見込まれるため、特定収入により賄われる課税仕入れ等の税額について、仕入税額控除の対象から除外することとされている。

(その他)

印紙税は、一定の文書を課税の対象とし、文書作成者が納税義務者となる。特例民法法人の作成する金銭等の受取書は、営業に関しないものとして非課税となるが、その他の文書については、文書の種類に応じて課税される。

登録免許税は、登記、登録等を受ける際に課税される税で、登記等を受ける者が納税義務者となる。

なお、特例民法法人が不動産を取得し、登記を受ける場合等は課税されるが、自己の設置運営する学校の校舎等又はその校舎等の敷地等の取得の登記は非課税である。

(2) 地方税

(住民税)

法人の住民税（道府県民税及び市町村民税）には、均等割と法人税割とがある。このうち、均等割は法人の所得の有無や所得金額の多寡にかかわらず一定の税額を納付するものであり、法人税割は法人税額又は個別帰属法人税額を課税標準として税額を計算するものである。

特例民法法人に対しては、道府県民税及び市町村民税が原則として課税されるが、収益事業を行わない法人であれば、法人税は課税されないことから、均等割だけが課税されることになる。

また、博物館の設置や学術の研究を目的とする特例民法法人等に対しては、その法人が収益事業を行う場合以外は、道府県民税及び市町村民税のいずれもが、法人税割、均等割ともに非課税とされている。

特例民法法人が銀行等から支払いを受ける利子等については、道府県民税利子割（道府県民税のうち、支払を受けるべき利子等の額によって課すもの。）を特別徴収されることはなく、非課税とされている。

(事業税)

法人の事業税は、法人が行う事業に対し、付加価値割額、資本割額、所得割額及び収入割額によって、事務所又は事業所所在の道府県において、その法人に課する税である。

特例民法法人の事業の所得又は収入金額で収益事業に係るもの以外のものに対しては、事業税は非課税とされている。

また、林業及び鉱物の採掘事業に対しては、事業税は非課税とされている。

(地方消費税)

地方消費税は、消費税と同じく、事業者が対価を得て行う資産の譲渡等に対して課される間接税であり、特例民法法人の取扱いについても、消費税と同様である。

(不動産取得税、固定資産税及び都市計画税)

不動産取得税は、不動産の取得に対して、その不動産所在の道府県においてその取得者に課し、固定資産税は、土地、家屋及び償却資産の所有者に対して、その資産所在の市町村が課する税である。さらに、都市計画税は、市町村が都市計画法に規定する都市計画区域のうち原則として、市街化区域内に所在する土地及び家屋に対して課する税である。

特例民法法人に対する不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の取扱いはほぼ同じであり、特例民法法人が設置する幼稚園、図書館、博物館、研究施設等で、直接その用に供する不動産等については、非課税とされている。

(その他)

事業所税は、指定都市等における都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるための目的税である。事業所税は、特例民法法人については、その収益事業以外の事業に対して非課税とされている。

2. 特例民法法人に対する寄附に関する税制

特例民法法人に対する寄附金のうち、次に掲げるものは寄附金控除等の優遇措置の対象とされている。

① 指定寄附金

広く一般に募集され、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進

に寄与するための支出で緊急を要するものに充てられることが確実である寄附金として、財務大臣が指定したもの。

② 特定公益増進法人に対する寄附金

特例民法法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するもので、運営組織及び経理が適正であると認められること等につき主務大臣の認定を受け、かつ、その認定を受けた日の翌日から原則2年を経過していないもの（再認定可能）に対する当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金。

なお、平成22年4月1日現在における特定公益増進法人（旧民法法人に限る。）の数は740である。

〔参考〕新公益法人制度

新公益法人制度においては、設立許可と一体であった公益性の判断が分離することとされている。

まず、法人の設立については、従来の許可主義に代わり、準則主義（登記）により簡便に法人（一般社団法人又は一般財団法人）が設立できることとなった。

そして、これらの中から法令で定められた明確な基準によって公益性の認定を受けた法人が、公益法人（公益社団法人又は公益財団法人）となる。公益性の認定は、民間有識者からなる合議制機関（国にあっては公益認定等委員会）の意見に基づき、国にあっては内閣総理大臣、地方にあっては知事が一元的に行うこととされており、従来より透明性の高い仕組みとなっている。

公益法人制度改革のポイント図

（旧公益法人制度）

（新制度）

◎法人設立等の主務官庁制・許可主義
（法人の設立と公益性の判断は一体）

◎主務官庁制・許可主義の廃止
（法人の設立と公益性の判断を分離）

